

令和6年度全国がん登録実務者研修会

全国がん登録制度の概要について



目次

- **全国がん登録とは**
- **がん登録推進法における安全管理措置**
- **疾病対策課(がん登録室)からのお願い**



全国がん登録とは

全国がん登録とは？

「全国がん登録」とは、「がん登録等の推進に関する法律」(以下、「がん登録推進法」という。)(平成28年1月1日施行)に基づき実施される制度であり、日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で1つにまとめて**集計・分析・管理する仕組み**である。

居住地にかかわらず全国どこの医療機関で診断を受けても、がんと診断された人のデータは都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、**国のデータベースで一元管理**されている。

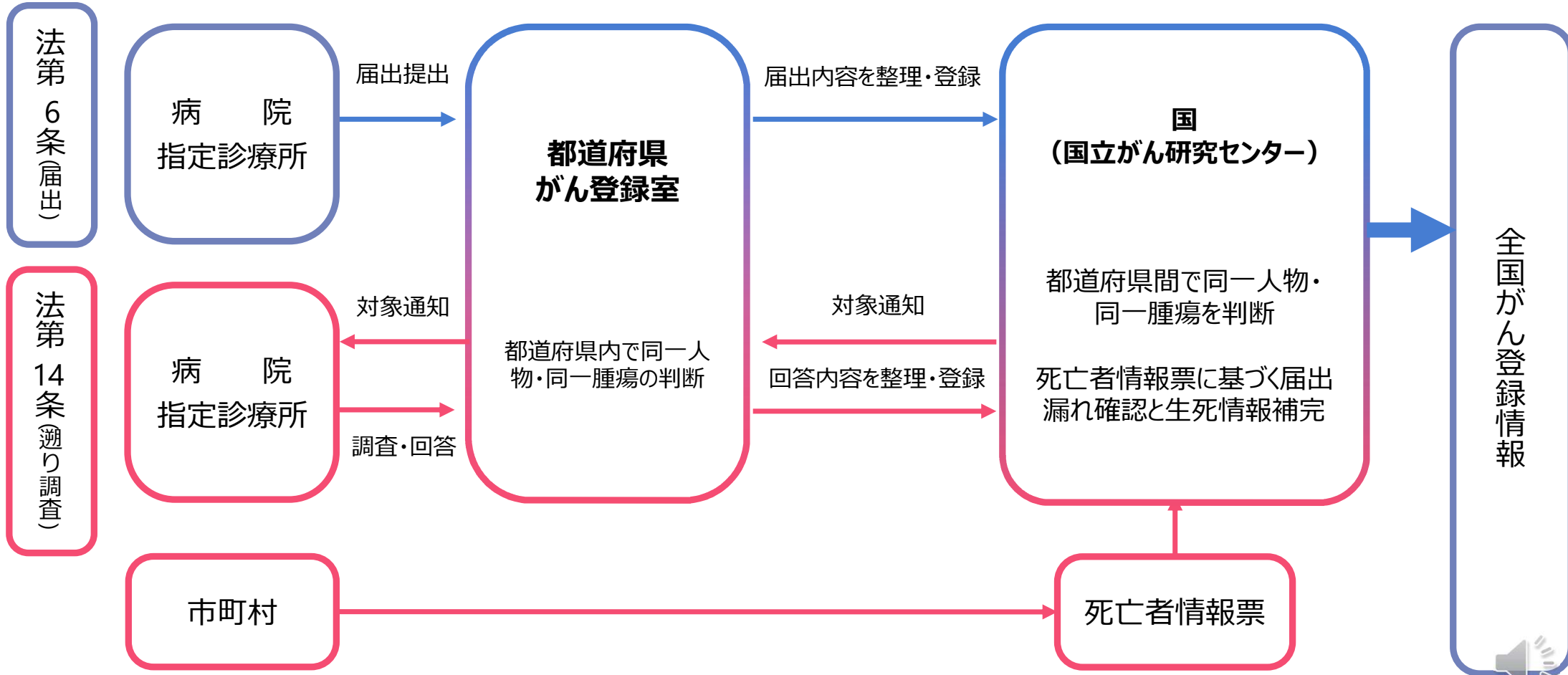
全国がん登録の目的

がんの罹患、治療、転帰等の状況を把握し、分析することにより、**がん医療の質の向上、がんの予防の推進、情報提供の充実及びその他のがん対策を科学的知見に基づき実施**する資料を整備すること。

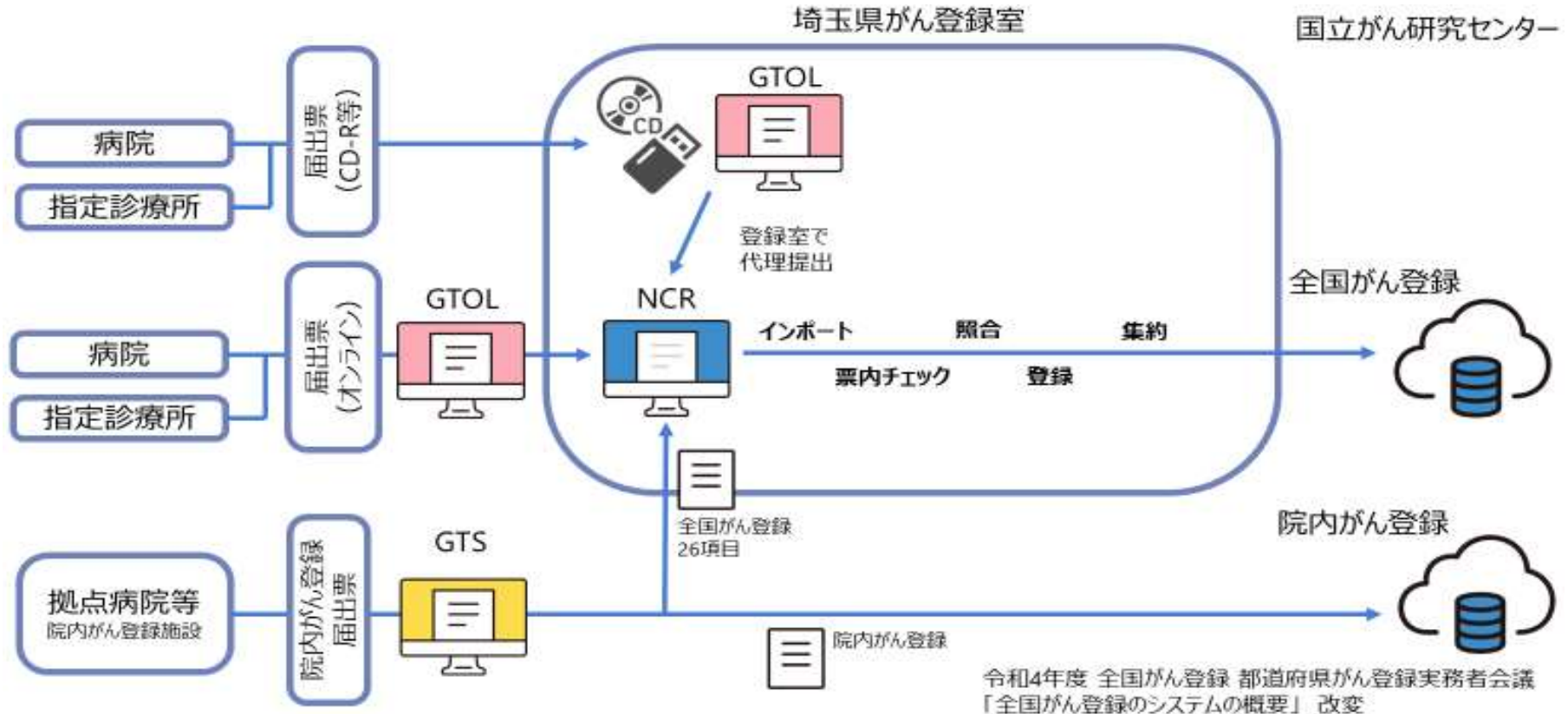


全国がん登録の仕組み 届出の流れ

がん登録推進法に基づき、日本国内に発生したすべてのがんを、重複なく、登録する



全国がん登録の仕組み システム関係



1. NCR : 全国がん登録システム (クラウド)
 ・全国がん登録の集約基盤 (NCC + 47都道府県)



2. GTOL : がん登録オンラインシステム (クラウド)
 ・全国がん登録データの届出
 (医療機関 + 都道府県 約5000施設)
 ・遡り調査にも利用



3. GTS : がん登録共通届出システム (クラウド)
 ・院内がん登録の届出 (医療機関 約900施設)
 ・全国がん登録にも自動 (同時) 届出



全国がん登録の法的根拠 届出義務がある医療機関

病院等による届出（法第6条）

病院又は指定された診療所（以下、「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

病院等による届出（法第6条第2項）

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内的の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

（省令第14条） 診療所の指定は、診療所の開設者による申請により行う。

病院は、例外なく届出義務あり

【こんな場合も届出が必要です】

- ・がんの経過観察、緩和ケアを行った
- ・がんの診断をしたが、治療は大学病院に紹介した
- ・自施設の死亡診断書にがんの記載をした

がん情報サービス_全国がん登録に関するQ&A

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/qa/index.html

「「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について」(平成27年7月16日付厚労省事務連絡)参照

指定を受けていない診療所からの届出は受理しない



全国がん登録の法的根拠 届出を行う期間

病院等による届出（法第6条）

病院又は指定された診療所（以下、「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、**厚生労働省令で定める期間内**に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を**当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**

（省令第10条）届出を行う期間

厚生労働省令で定める期間は、当該がんの**診断日の翌年の12月31日まで**とする。

診断日	届出期限
2023年1月10日	2024年12月31日
2023年12月28日	2024年12月31日
2024年1月5日	2025年12月31日

届出がなされなかった場合

届出の勧告等（法第7条）

都道府県知事は、病院の管理者が**第6条第1項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。**

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

※診療所に対しては適用されない



全国がん登録の法的根拠 届出対象情報について

病院等による届出（法第6条第1項）

病院等の管理者は、**原発性のがんに関する次に掲げる情報**を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 **当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所**
- 二 **当該病院等の名称**その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 **当該がんの診断日**として厚生労働省令で定める日
- 四 **当該がんの種類**に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 **当該がんの進行度**に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 **当該がんの発見の経緯**に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 **当該病院等が行った当該がんの治療の内容**に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、**その死亡の日**
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

☑ 全国がん登録届出票①

①病院等の名称	13009_東京都__病院			
②診療番号	1 2 3 4 5 (全半角16文字)			
③カナ氏名	シ コクリツ (全角カナ10文字)	メイ タロウ (全角カナ10文字)		
④氏名	氏 国立 (全角10文字)	名 太郎 (全角10文字)		
⑤性別	<input checked="" type="checkbox"/> 1.男性 <input type="checkbox"/> 2.女性			
⑥生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 1.明 <input type="checkbox"/> 2.大 <input type="checkbox"/> 3.昭 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 年 月 日			
⑦診断時住所	都道府県選択 東京都 (全半角40文字) 市区町村以下 中央区築地			
腫瘍の種類	⑧性別	<input type="checkbox"/> 1.右 <input type="checkbox"/> 2.左 <input type="checkbox"/> 3.両側 <input checked="" type="checkbox"/> 7.側性なし <input type="checkbox"/> 9.不明		
	⑨原発部位	大分類 脳、脊髄、脳神経系の中脳神経系		
⑩病理診断	⑪詳細分類	大脳 C71.0		
	⑫組織型・性状	海綿状血管腫 9121/0		
診断情報	⑬診断施設	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設診断 <input type="checkbox"/> 2.他施設診断		
	⑭治療施設	<input type="checkbox"/> 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8.その他		
	⑮診断経路	<input checked="" type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2.転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3.細胞診 <input type="checkbox"/> 4.部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5.臨床検査 <input type="checkbox"/> 6.臨床診断 <input type="checkbox"/> 9.不明		
	⑯診断日	<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 年 月 日		
進行度	⑰発見経緯	<input checked="" type="checkbox"/> 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3.他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4.劇検発見 <input type="checkbox"/> 8.その他 <input type="checkbox"/> 9.不明		
	⑱進行度・治療前	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明		
初回治療	⑲進行度・術後病理学的	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660.手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明		
	⑳その治療	㉑外科的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明	
		㉒血液的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明	
		㉓内視鏡的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明	
㉔その他治療	㉕放射線治療	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	㉖化学療法	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	㉗内分泌療法	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	㉘その他治療	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
㉙死亡日	<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 年 月 日			
備考	(全半角128文字)			

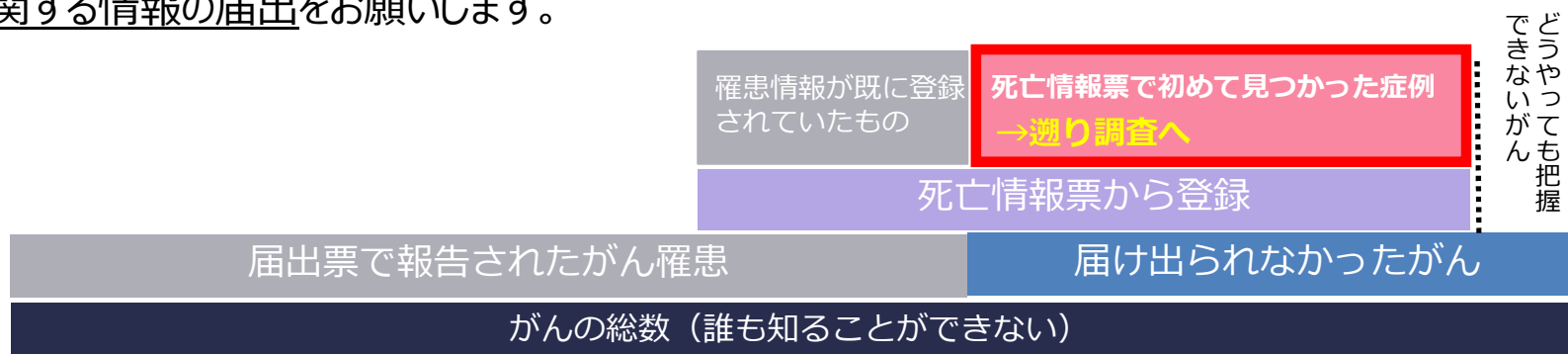
全国がん登録の法的根拠 いわゆる遡り調査

死亡者新規がん情報に関する通知（法第14条）

厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

法第14条に基づき、死亡者情報票によって初めて判明したがん（死亡者新規がん情報）に関して、調査対象の該当がある医療機関に対して死亡者新規がん情報に基づく調査（以下、「遡り調査」という。）は、“任意の調査”ではなく、死亡者情報票に端を発した届出漏れの可能性の指摘と位置づけられ、その調査に基づいて作成される「遡り調査票」は届出票と同義です。

遡り調査の対象となった病院等に対して、調査対象の氏名、性別、死亡の原因等が記載された専用様式（遡り調査票）を埼玉県保健医療部疾病対策課（がん登録室）から通知します。
病院等は、調査対象のがんについて、当該病院における初回の診断・治療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報の届出をお願いします。



がん登録推進法における安全管理措置

登録室における安全管理措置について

埼玉県がん登録室では、「**全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル（第1版改訂版）**」に基づき、適切に個人情報を取り扱っています。

安全管理措置マニュアルが求める基本対策

- ・組織的安全管理対策
- ・技術的安全管理対策
- ・物理的安全管理対策
- ・人的安全管理対策

全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル（第1版改訂版）

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/prefecture/pdf/management_manual_20210725.pdf



がん登録推進法における安全管理措置 対策のポイント

組織的安全管理対策

安全管理対策を講じるための組織体制の整備

業務手順書の整備とその運用を定める

登録室職員の責任と権限を明確に定める

技術的安全管理対策

登録室職員の識別及び認証

不正ソフトウェア対策

ネットワーク上からの不正アクセス対策

対策の ポイント

物理的安全管理対策

登録室の入退室の管理

盗難、窃視等の防止

機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失防止

人的安全管理対策

秘密保持義務と違反時の罰則に関する規定について、全国がん登録事業の業務に従事する者に、教育・訓練等を行う



疾病対策課(がん登録室)からのお願い

届出作成時の注意

電子届出ファイル.pdfは、入力後は「確定」ボタンを押して下さい。

電子届出ファイル.pdfへ**CSVファイルの添付**し忘れに注意。

CSVファイル形式は、**値をダブルクォーテーションで囲ったカンマ区切り**

例

**"診療録番号","カナ氏名","氏名",.....,"その他の治療の有無","死亡日","備考"
"131301000100","ツキシテスト","築地ですと",..... "2","77777777","転院"**

※各施設で使用されているシステムから出力したCSVファイルを、
**Excelで編集して保存するとダブルクォーテーションが消えてしまい届出に
使用できなくなります。**

- ➡ **元のシステムで修正し、再度CSVファイルを出力する。**
- CSVファイルを直接修正する場合、**メモ帳等のエディタ**を使用ください。

<<チェックが完了していません>>
右下の「確定」ボタンを押してください

全国がん登録 届出申出書

届出種別を選択してください

届出種別 届出票 CSVファイル添付

電子届出ファイルの使い方

- 届出票
1. 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
2. 届出票に情報を入力してください
※最大10件まで入力できます
3. 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください
- CSVファイル添付
1. 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
2. CSVファイルを添付してください
3. 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください

病院・届出担当者情報を入力してください

都道府県 病院等の名称	
病院等の所在地	
管理者氏名	
届出担当者氏名	
届出担当者電話番号	
届出担当者メールアドレス	
届出担当者FAX	
届出票件数	
添付ファイル件数	
添付ファイル内件数	
コメント	

(全項目256文字)

初期化 **確定**

がん情報サービス_電子届出票ダウンロード

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/e-rep/enotification_info.html



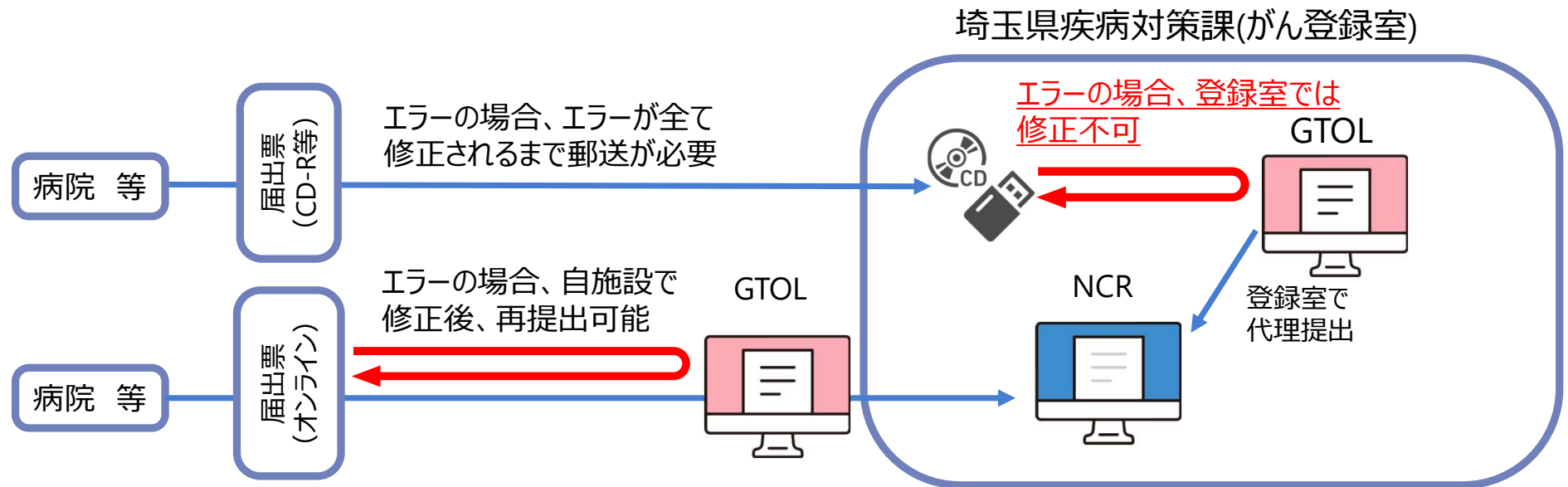
疾病対策課(がん登録室)からのお願い

オンラインによる届出へ変更のお願い

全国がん登録オンラインシステムにファイルをアップロードする際、もしエラーが出たら、**エラーを修正**しなければファイルのアップロードができません。

「CD-R」等で提出する場合、疾病対策課(がん登録室)ではエラーの修正ができず、各施設でエラー修正を行う必要があります。複数回の郵送による事務負担が発生しています。

オンラインによる届出に変更いただきますよう御協力お願いいたします



疾病対策課(がん登録室)からのお願い

個人情報の移送についてのお願い

- 原則、がん登録オンラインシステム (GTOL) によるオンラインでの提出をお願いします。
- FAXやEメールでの移送は**禁止**
- **レターパックプラス(赤色)**など**追跡可能**な配送方法で郵送してください。

宛先には「疾病対策課がん登録室」、品名には「全国がん登録届出 CD-R」などを明記してください。

後日、郵送にて受領書を送付します。



このあたりです

表面の許可された部位に「取扱注意」と赤字で御記入ください。

要注意事例の共有

令和5年度 1件

・がん登録届出データ(CD-R)が、普通郵便(料金不足)で医療機関から提出された。

※令和6年10月1日から、郵便料金が改訂されますのでご注意ください。



疾病対策課(がん登録室)からのお願い

がん登録室からの問合せ

提出された届出票にエラー等があった場合、電話等で確認させていただきます。

電話では最初に、

実際に届出いただいた担当者の方であるかを確認するために、

「届出日、届出件数」を確認しています。

問合せが多い事例

- ・患者の住所、性別、生年月日などが他施設の情報と異なる場合
- ・システムが原発部位の局在や病理診断が稀と判定した場合
- ・届出内容に誤りがあると考えられる場合
- ・同一人物かどうか判断するために、紹介関係のある医療機関情報を確認する場合



全国がん登録に関するお問い合わせ先について

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	連絡先
・全国がん登録制度の概要、診療所の指定等に関すること ・届出票の作成方法・提出、内容等に関すること	埼玉県保健医療部疾病対策課 がん対策担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎4階	TEL : 048-830-3488(直通) Email : a3590-03@pref.saitama.lg.jp
がん登録オンラインシステム(GTOL)に関すること	国立がん研究センター がん登録センター がん登録管理室	TEL: 03-4216-3943 がん登録オンラインシステム専用問い合わせフォーム https://entry.gtol.ncc.go.jp/questions/create

※Emailや問合せフォームより連絡する場合は、内容に個人情報を含むことのないようにご注意ください。

※令和6年度から埼玉県がん登録室が埼玉県庁本庁舎へ移転しました。

移転前

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780
埼玉県立がんセンター 地下1階

移転後

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
本庁舎4階



「埼玉県のがん」全国がん登録報告書

埼玉県のがん 2020

令和6年7月
埼玉県保健医療部

1

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

Foreign Language 文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ Google 検索 組織から探す

トップページ | くらし・環境 | 健康・福祉 | しごと・産業 | 文化・教育 | 県政情報・統計 | 緊急・防災

トップページ > 健康・福祉 > 医療 > がん対策 > がん登録

LINE でお知らせ Tweet 印刷 ページ番号: 19330 掲載日: 2024年7月31日

がん登録

更新情報

New! 【令和6年7月31日】「埼玉県のがん 2020」を掲載しました。

New! 【令和6年7月5日】「埼玉県における都道府県がん情報等の提供に関する事務処理要領」、「がん情報等利用申請様式」を更新しました。

【令和6年3月27日】「埼玉県がん登録審議会」を更新しました。

全国がん登録

(エクセルファイル含む)

- 「政府統計の総合窓口e-Stat」全国がん登録 (e-Statへのリンク)

全国がん登録報告書

全国がん登録及び人口動態統計から得られた情報に基づき、埼玉県のがんの罹患及び死亡について年次報告書を作成しています。

- 「埼玉県のがん 2020」(PDF: 3,751KB)
- 「埼玉県のがん 2019」(PDF: 9,740KB)
- 「埼玉県のがん 2018」(PDF: 2,956KB)
- 「埼玉県のがん 2017」(PDF: 2,460KB)
- 「埼玉県のがん 2016」(PDF: 2,566KB)

「埼玉県のがん 2012」から「埼玉県のがん 2015」については、[こちら](#) (「埼玉県地域がん登録報告書」へのリンク) をご覧ください。

全国がん登録情報の利用

※例年、冊子の作成をしていましたが、今年度から冊子の作成を廃止しました。 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gantouroku.html>



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

ご清聴ありがとうございました

